

令和 8 年

富士川町議会

第 3 回臨時会会議録

令和 8 年 4 月 2 7 日 開会

令和 8 年 4 月 2 7 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 8 年

富士川町議会第 3 回臨時会

令和 8 年 4 月 2 7 日

令和 8年 4月 27日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議長選挙

(追加日程)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 峡南広域行政組合議会議員の選挙について

日程第 8 三郡衛生組合議会議員の選挙について

日程第 9 中巨摩地区広域事務組合議会議員の選挙について

日程第10 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第11 峡南医療センター企業団議会議員の選挙について

日程第12 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙について

日程第13 議案第34号 富士川町消防団第3分団ポンプ車購入契約の締結について

日程第14 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第15 同意第 3号 富士川町監査委員（議会選出）の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第16 同意第 4号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第17 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第18 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	安岡桃子	2番	樋口正彦
3番	山本和志	4番	宇田川朱恵
5番	深澤一幸	6番	小林和良
7番	秋山仁	8番	望月眞
9番	小林有紀子	10番	齊藤欽也
11番	堀内春美	12番	鮫田洋平

3. 会議録署名議員

1番	安岡桃子	2番	樋口正彦
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19人)

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	樋口和仁	会計管理者	小林恵
政策参事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡辺成昭
財務課長	井上誠	管財課長	望月奈緒美
税務課長	依田文哉	防災交通課長	西川修司
町民生活課長	芦澤晶子	福祉保健課長	小河内菜美
子育て支援課長	秋山綾	産業振興課長	小林喜文
土木整備課長	井上勝彦	都市整備課長	杉田進
上下水道課長	齋木直人	教育総務課長	大久保公生
生涯学習課長	齋藤栄治		

5. 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	海野公哉
書記	井上鮎奈

開会 午前10時00分

○議会事務局長（海野公哉君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

着席願います。

富士川町告示第28号をもって招集されました、令和8年第3回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席をいただき誠にありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

つきましては、堀内春美議員が年長議員でございますので、ご紹介します。

それでは堀内春美議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（堀内春美さん）

ただいまご紹介をいただきました、堀内春美でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから令和8年第3回富士川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○臨時議長（堀内春美さん）

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席している議席とします。

○臨時議長（堀内春美さん）

日程第2 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、および監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また報道機関および広報担当者から、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、富士川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。このたび、議員改選後の初議会において、一言ごあいさついたします。

まず今回の町議会議員選挙において、当選の栄に浴せられました皆さまに心よりお祝いを申し上げます。皆さまと共に町の未来を築いていけることに今、大きな期待と情熱を胸に抱いております。

さて私は、2期目の町政運営を担わせていただいてから、3か月余りが経過したところでありま

す。日々その責務の重さを痛感しているところであり、今後の3年9か月間、皆さまと切磋琢磨し町民の皆さまの負託に応えることができるよう、誠心誠意取り組んでまいります。

私は、2期目の町政運営にあたり、1期目で積み重ねてきた「確かな実現力」をさらに「加速力」へと発展させていく決意であります。1期目では、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の充実による財政基盤の強化とともに、保育料や学校給食の無償化などの施策を実現してまいりました。2期目はこれらの成果を土台としながら、消滅可能性自治体から脱却し、町民の皆さまが心豊かに暮らすことができる持続可能な町へ向けて、優良企業の誘致を通じた地域経済の発展や人口増加に向けた施策などを戦略的に投資し、自主財源の確保とともに町の魅力と価値を高めてまいります。その実現に向けて、私の基本姿勢である「対話と現場主義による協働のまちづくり」を掲げるとともに、第三次富士川町総合計画と連動した7つの施策の柱を掲げ、町政運営を進めてまいります。第一に「地域から始まる協働のまちづくり」、第二に「人を育み心がつながるまちづくり」、第三に「笑顔あふれる住みよいまちづくり」、第四に「暮らしを守るまちづくり」、第五に「地域の強みを活かしたまちづくり」、第六に「自然が息づく活力あるまちづくり」、そして第七に「行財政改革と持続可能なまちづくり」です。私は、町民の皆さまお一人おひとりが笑顔になれる施策の実現こそが、町の発展につながると信じております。そのために、町民の皆さまの声に耳を傾け、現場に足を運び、公民連携の取り組みをさらに加速させながら、企業や団体の皆さまとの連携を深めてまいります。

議会と行政は、いわば車の両輪の関係にあります。お互いの立場を尊重し、緊張感を保ちながら、共通の目的である「住民福祉の向上」のために、力を合わせて進んでまいりたいと考えております。議員の皆さまには、豊富なご見識とご経験を存分に発揮していただき、多角的な視点から建設的なご意見やご提言を賜り、今後の町政運営に対するなお一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上、議員改選後、初めての議会における私からのあいさつといたします。

○臨時議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○臨時議長（堀内春美さん）

日程第3 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことと決定しました。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、鮫田洋平君を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました、鮫田洋平君を議長の当選人と定めることにご異議ありません

か。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された鮫田洋平君が議長に当選しました。

ただいま、議長に当選されました鮫田洋平君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により本席から当選の告知をします。

鮫田洋平君、当選の承諾およびあいさつを演壇でお願いします。

○議長（鮫田洋平君）

ただいま議員各位のご推挙をいただき、議長の要職に就任することとなりました。誠に身に余る光栄でありますとともに、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。ここに議員各位のご信任に対し、心より感謝申し上げます。

議長という職責は、単に議事を進行する役目にとどまるものではなく、議会全体をまとめ、公平公正な立場で円滑な議会運営を行い、議会の機能を十分に発揮させていく重要な役割を担うものであると認識しております。その重責をしっかりと胸に刻み、誠心誠意その職務にあたってまいり所存であります。

私は議長として何よりもまず、公平公正な議会運営に徹してまいります。特定の立場や考え方に偏ることなく、全ての議員が安心して発言し十分に議論を尽くせる環境を整えることが、議長の大切な責務であると考えております。多様な意見が尊重され、緊張感と節度のある議会運営がなされるよう努めてまいります。また、議会は町民の負託に応える機関であり、二元代表制の一翼としてその役割を十分に果たしていかなければなりません。そのためにも、町民に信頼される議会、町民にとってわかりやすい議会であることが重要であります。議会で何が議論され、どのような判断がされたのかを丁寧に伝えるとともに、町民の皆さまの声に真摯に耳を傾け、開かれた議会運営に努めてまいります。さらにこれからの議会には、これまで積み重ねてきたものを大切にしながらも、必要な見直しは丁寧に行っていく姿勢が求められると考えております。

前議長をはじめ、歴代議長、議員各位が築いてこられた歩みに敬意を表し、その成果をしっかりと継承しながら、議会がより機能し、町民により信頼される存在となるよう皆さまとともに考えてまいりたいと存じます。また、今回の議員改選において定数に満たない状況となったことは、議会として重く受け止めなければならない課題であります。こうした中にあっても、是々非々の姿勢を堅持し、議会として建設的な議論を重ねながら、今後の議会のあり方についても丁寧に考えてまいりたいと存じます。町の未来のため、そして持続可能なまちづくりの実現に向け、議会全体の力が十分に発揮されるよう、私も議長として誠心誠意全力で尽くしてまいります。

どうか議員各位におかれましては、今後とも格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のあいさつといたします。

○臨時議長（堀内春美さん）

以上で議長のあいさつを終わります。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。各位のご協力によりまして、無事臨時議長の職務を務めさせていただき、誠にありがとうございました。

鮫田洋平君、議長席をお願いします。

○議長（鮫田洋平君）

これより、議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をお願いします。

追加議事日程配布のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

お諮りします。

本日、これからの議事日程は、ただいまお手元に配布しましたとおりになりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、追加日程第1から第16として、議題とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長が指定します。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。よって、指定した議席番号および氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（海野公哉君）

議席番号および氏名の朗読を行います。

1 番	安岡 桃子議員	2 番	樋口 正彦議員
3 番	山本 和志議員	4 番	宇田川 朱恵議員
5 番	深澤 一幸議員	6 番	小林 和良議員
7 番	秋山 仁議員	8 番	望月 眞議員
9 番	小林 有紀子議員	10 番	齊藤 欽也議員
11 番	堀内 春美議員	12 番	鮫田 洋平議員

以上です。

○議長（鮫田洋平君）

以上、朗読のとおり議席を指定しました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番安岡桃子さんおよび2番樋口正彦君を指名します。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第3 会期決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長（鮫田洋平君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第 4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、深澤一幸君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、深澤一幸君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました深澤一幸君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました深澤一幸君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をします。

深澤一幸君、副議長当選承諾のあいさつを演壇でお願いします。

○副議長（深澤一幸君）

ただいま皆さまのご推挙により、副議長の要職を仰せつかりましたことに、心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

現在、本町議会は定数割れという課題に直面しており、議会のあり方そのものが問われております。こうした中、副議長として議長を補佐し、公正で円滑な議会運営に努めるとともに、町民の皆さまに信頼される開かれた議会づくりに尽力してまいります。また、議員 1 人 1 人が責任と自覚を持ち、活発な議論を重ねることにより、よりよい町政の実現に繋げていくことが重要であると考えております。

微力ではございますが、誠心誠意その職務を全うしてまいりますので、議員各位のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、副議長の就任のあいさつといたします。

○議長（鮫田洋平君）

副議長のご活躍をご期待申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第 5 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおりそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり、選任することに決定しました。

ただいま常任委員が決定しましたが、議長は公平、指導の立場にあり、かつ運営上、中立性を保持すべきものであり、職責を完全に遂行するため常任委員を辞退したいと思います。

これにつきましては、私の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により、除斥が適用されますので、副議長に議事運営をお願いします。

（議長 退場）

○副議長（深澤一幸君）

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

ただいま、議長から常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞退を許可することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞退を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

（議長 入場）

○副議長（深澤一幸君）

議長の常任委員の辞退を許可することに決定したことを告知します。

これで、議長を交代します。

○議長（鮫田洋平君）

それでは、先ほど選任されました各常任委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ正副委員長の互選をお願いします。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

休憩中に各常任委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。

ひとづくり常任委員会委員長に宇田川朱恵さん、同副委員長に山本和志君

まちづくり常任委員会委員長に小林和良君、同副委員長に小林有紀子さん
広報常任委員会委員長に小林有紀子さん、同副委員長に秋山仁君
が、それぞれ互選されました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配布のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて、再開します。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項によりお手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、選任されました議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行います。お願いします。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて、再開します。

休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

議会運営委員会委員長に望月眞君、同副委員長に堀内春美さんがそれぞれ互選されました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第7 峡南広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第8 三郡衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第9 中巨摩地区広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第10 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第11 峡南医療センター企業団議会議員の選挙について

追加日程第12 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙について

以上の6議案については、一部事務組合議会議員の選挙でありますので、一括して議題とします。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長において指名推薦することに決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

まず、峡南広域行政組合議会議員には、堀内春美さん、小林有紀子さん、望月眞君の以上3名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、三郡衛生組合議会議員には、秋山仁君、深澤一幸君、山本和志君、安岡桃子さんの以上4名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、中巨摩地区広域事務組合議会議員には、齊藤欽也君、宇田川朱恵さんの以上2名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員には、樋口正彦君の1名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した樋口正彦君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました樋口正彦君が、当選されました。

ただいま当選されました樋口正彦君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、峡南医療センター企業団議会議員には、鮫田洋平、堀内春美さん、小林有紀子さん、望月眞君、秋山仁君の以上5名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、

本席から当選の告知をします。

続いて、山梨西部広域環境組合議会議員には、小林和良君の1名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した小林和良君を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した小林和良君が当選されました。

ただいま当選されました小林和良君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

なお、一部事務組合議会議員名簿につきましては、議会終了後、配布しますのでご了承願います。
ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時18分

○議長 (鮫田洋平君)

休憩を解いて再開します。

休憩中に、各常任委員会から継続調査申出がありましたので、これらの議事日程は、お手元に配布したとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第17から第19として、議題とすることに決定しました。

○議長 (鮫田洋平君)

追加日程第13 議案第34号 富士川町消防団第3分団ポンプ車購入契約の締結について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長 (鮫田洋平君)

次に、議案第34号について補足説明を求めます。

管財課長 望月奈緒美さん。

○管財課長 (望月奈緒美さん)

それでは、議案第34号の補足説明をさせていただきます。タブレット2ページをご覧ください。

物品名は富士川町消防団第3分団ポンプ車購入であります。納入場所は富士川町長澤地内でございます。物品概要ですが、消防団第3分団ポンプ車につきましては平成8年度に購入した車両であり、30年経過することから更新のためポンプ車を新たに購入するものでございます。入札の方法は一般競争入札であり、参加者は3者で4月21日に入札を実施いたしました。結果は、有限会社中村ポンプ工作所が落札をしております。金額は税抜き2,363万9,960円で、契約金額が2,599万8,960円でございます。落札率は99.8%でございます。納入期限は令和9年

3月23日までとなっております。契約の相手方ですが、山梨県甲府市伊勢1丁目5番16号、有限会社中村ポンプ工作所 代表取締役中村巳春であります。なお、次のページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上、議案第34号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第34号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 樋口正彦君。

○2番議員（樋口正彦君）

2番樋口正彦です。議案第34号、ポンプ車購入契約について伺います。本件は30年使用した車両の更新であり、また配属分団が3分団ということで、長澤大柵をカバーしているということと、平地仕様ということであることは理解しております。今、全国的に林野火災が頻発している中、本町も山間部や多くの林野を有し、林野火災の発生も懸念される地域であると認識しております。そこで購入車両の概要を見ますと、今回の車両については駆動方式として2WD、通称二駆と言われておりますが、二駆が選定されておりますが4WD車の導入について検討を行われたのか、まず伺います。

○議長（鮫田洋平君）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。本ポンプ車につきましては、もちろん二駆か四駆かということを検討しました。その上で第3分団に今回配備ということで、長澤区、大柵区が管轄と主に市街地で活動することになります。現在の車両も二駆、2WDで問題なく活動できていることや、どの分団、どの団員が駆けつけても運転可能とするため、現在、普通免許で運転可能な車両積載量3.5t未満とし、この仕様で機装すると2WDとなって、なってしまいます。4WDで同仕様の装備とするためには、車両積載量3.5t以上として準中型免許が必要となります。また燃費が悪くなることや現在、山間地での活動でも不自由なく活動できているので、今回2WDを選定しております。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

樋口正彦君。

○2番議員（樋口正彦君）

平地の運用なので二駆で十分ということで、平地の運用については理解をいたしました。その上で確認ですが、災害時や広域応援など通常とは異なる環境での指導については、どのように想定しているのか説明を求めます。

○議長（鮫田洋平君）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。消防車両につきましては、広域的な応援等もあるかもしれませんが、2WDか4WDかについては、その災害場所の応じて応援に活用したいと思っております。

そうしたことから、全車両がですね、いっぺんに広域的に外に出るということはあまり想定しておりません。以上となります。

○議長（鮫田洋平君）

樋口議員、少し契約締結から外れてしまっているので、契約締結についての質問をお願いいたします。

○2番議員（樋口正彦君）

わかりました。大体内容は把握できました。ありがとうございました。

最後に確認します。今後の災害対応力の向上という観点から、将来的に4WD車の購入を検討を行う考えはあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平君）

契約締結から少し外れていますので。

○2番議員（樋口正彦君）

わかりました、わかりました。じゃあ質問はこれで終わりますが、予算的な面とかそういう形もいろんな考え方もあると思いますが、団員の安全確保ということも把握していただいて、今後ぜひ、その辺のことも考慮しながら決定をしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平君）

ほかに質問はありませんか。

6番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ただいまですね、やっぱり富士川町消防団第3分団ポンプ車契約についてお聞きしたいと思います。この締結なんですけども、一般入札で3者あったということですね。そして落札が99.8%という非常に予算額に近いものだったんですけども、3者のうち他の2者、他の2者の状況はどんな感じだったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（鮫田洋平君）

管財課長 望月奈緒美さん。

○管財課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。今回3者、3者の入札の方がございました。他の2者は落札率99.8%を上回ったというところで、今回中村ポンプ工作所の方が入札、落札したというところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平君）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

99.8を上回ったということなんですけども、当然100を超えたものもあったという考えでよろしいですか。

○議長（鮫田洋平君）

管財課長 望月奈緒美さん。

○管財課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、100%を超えた入札、入札率であったこと、ありましたので、議員のおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平君）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。状況わかりました。以上で私の質問は終了でいたします。

○議長（鮫田洋平君）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第34号について質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。以上をもって、議案第34号について討論を終わります。

これから、議案第34号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第14 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

富士川町選挙管理委員会委員長佐塚孝之君から、富士川町選挙管理委員会委員および補充員の選挙を行うべき事由が発生し、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、同法第182条第1項および第2項の規定により、これから富士川町選挙管理委員会委員および補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名推薦することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

推薦者名簿配布のため、暫時休憩します。

（ 書記 推薦者名簿配布 ）

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

富士川町選挙管理委員会委員には佐塚孝之君、堀内敬明君、岡崎紀子さん、岩間湛教君。以上の

とおり指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には、次の方を指名します。

第1順位 秋山雅美さん、第2順位 田辺明弘君、第3順位 依田一利君、第4順位 伊藤雅人君。以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方が、選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第15 同意第3号 富士川町監査委員（議会選出）の選任につき議会の同意を求めることについて

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（鮫田洋平君）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、堀内春美さんの退席をお願いします。

（堀内春美議員 退席）

この議題については、質疑と討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号については質疑と討論を省略します。

これから、同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

堀内春美さん、席にお戻りください。

（堀内春美議員 入場）

堀内春美さんに、富士川町監査委員に同意したことを告知します。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第16 同意第4号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（鮫田洋平君）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号については、質疑と討論を省略します。

これから、同意第4号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

追加日程第17 ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第18 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本臨時会は選挙後初の議会であり、議会構成をはじめ、提案された案件について慎重な中にも熱心なご審議をいただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、町民の代表としてその重責を全うし、町民の福祉向上のためより一層ご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

また、町当局におかれましても、町民の意見・要望を十分尊重されたうえ、「暮らしと自然が輝く交流のまち」実現のための施策を展開されることを強く要望して、令和8年第3回富士川町議会臨時会を閉会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分